

IX 愛媛県立川之石高等学校学則（福祉サービス系列）

第1章 総則

（設置目的）

第1条 本校は、教育基本法並びに学校教育法に従い、地域の実情に応じた高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（名称）

第2条 愛媛県立川之石高等学校総合学科 福祉サービス系列（全日制）

（位置）

第3条 愛媛県八幡浜市保内町川之石1番耕地112

第2章 課程、修業年限及び生徒定員

（修業年限）

第4条 3年以上

（生徒定員、学級数）

第5条 総合学科 1学年3学級120人（福祉サービス系列は25人）

（養成課程、履修方法）

第6条 1年間に教科・科目、総合的な探究の時間を30単位又は31単位又は33単位並びに特別活動を履修するものとする。

介護福祉士国家試験受験資格取得のためには以下に記す科目、単位数を全て履修するものとする。

科目名	単位数
家庭総合	4
社会福祉基礎	4
介護福祉基礎	5
コミュニケーション技術	2
生活支援技術	10
介護過程	4
介護総合演習	3
介護実習	13
こころとからだの理解	8

第3章 年次、学期及び休業日

第7条 年次は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 年次を分けて、学期を次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第9条 休業日は、次のとおりとする。なお、当該休業日の総日数は、66日以上78日以内で設定し、この日程は、校長があらかじめ教育長に届け出るものとする。

- | | | |
|------------|---|--|
| (1) 夏季休業日 | 例 | <div style="font-size: 4em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 7月21日から8月26日まで
 12月21日から翌年1月7日まで
 3月21日から3月31日まで
 4月1日から4月7日まで </div> |
| (2) 冬季休業日 | | |
| (3) 学年末休業日 | | |
| (4) 学年始休業日 | | |

第4章 入学・退学・転学及び休学

(入学時期)

第10条 入学を志願する者は、愛媛県教育委員会の定めるところによる所定の手続きをとり、4月に入学する。

(入学資格)

第11条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第57条及び学校教育法施行規則第95条に定める者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - (2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (推薦入学者の選考並びに一般入学者の選考)

第12条 推薦入学者選抜については、入学年の3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次に示す要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長が推薦するものとする。

学校・地域の特色を生かし、個性を伸ばす教育活動を推進している本校は、次の(1)～(5)を要件とする。

- (1) 本校を第一志望とし、その動機や理由が明白・適切であること。
- (2) 本校の人文国際系列、自然科学系列、生物生産系列、スポーツ科学系列、情報ビジネス系列、福祉サービス系列のいずれかに適性及び興味・関心を有すること。
- (3) 挨拶が元気よくできるなど人物が優れていること。
- (4) 調査書の記録が良好で、本校の学習活動においても成果が期待できること。
- (5) 次の要件のいずれかに該当すること。

ア 特別活動において優れた実績を有すること。

イ 校内外のスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等のうち、いずれかの分野において熱心な活動が見られ、入学後もその活動を継続する意志があること。

ウ その他、特色ある分野において顕著な実績を上げていること。

一般入学者選抜については、報告書、学力検査の成績並びに面接の結果を資料とし、本校における教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、学力検査の成績については、5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍する傾斜配点を実施する。また、本校の第2選抜における、学力検査の成績（A）、調査書点（B）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接の評価の得点（C）の比率は次のとおりとする。

区分	学力検査の成績（A）	調査書点（B）	調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接の評価の得点（C）
比率	3	3	4

（入学手続）

第13条 入学は、「学校教育法施行規則第90条第1項」の規定により、校長が許可する。入学をしようとする者は、速やかに誓約書及び本人の住民票の写しを校長に提出しなければならない。校長は入学をしようとする者に対して、入学手続きに必要な書類の記入方法、奨学資金、入学後の経費、通学に関する手続、その他必要事項を「入学手続のしおり」として配布して手続の徹底をはかる。校長は、中学校長から指導要録の抄本又は写しの送付を受け、受理証を交付する。

第14条 2年次以上に転入学を許可される者は、学校教育法施行規則第91条に定める者でなければならない。

第15条 入学又は転入学、休学・退学の許可については、愛媛県県立学校管理規則第44条から第47条までの規定による。

第16条 転入学を志望する者に対しては、教育上支障がない場合には、試験の上相当年次に転入学を許可することがある。

第17条 転入学を志望する者は、願書にその理由を具し在学証明書、単位修得証明書を在学中の校長を経由して提出しなければならない。

第18条 入学又は転入学を許可された者は、誓約書及び本人の住民票の写しを入学又は転入学の当日校長に提出しなければならない。

第19条 前条の誓約書の保証人は、2人とし、その1人は保護者、他の1人は、愛媛県内に在住して独立の生計を営む20才以上の者でなければならない。

第20条 校長は、保証人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

第21条 保証人が愛媛県県立学校学則第9条に規定する資格を失ったとき又は死亡したときは、10日以内に保証人を定め、新たに誓約書を提出しなければならない。保証人は、誓約書記載事項に変更があったときは、5日以内にその旨を届出なければならない。

第22条 転学、退学又は休学しようとする者は、その理由を具し親権者又は後見人連署の上(病気による退学又は休学は、医師の診断書を添付)、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第23条 休学期間は、3か月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

第 24 条 休学中の者がその理由のなくなったときは、その理由及び期日を具し親権者又は後見人連署の上、医師の診断書等その理由を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出て、その許可を受けなければならない。

第 25 条 休学の許可を受けた後、3 か月以内にその理由がなくなったときは、その理由及び期日を具し親権者又は後見人連署の上、医師の診断書等その理由を証するに足る書類を添えて、校長に休学の取り消しを願い出なければならない。

校長は、前項の願い出が適当と認められるときは、当該休学を取り消すものとする。

第 26 条 退学の許可を受けて退学した者が再入学を願い出たときは、校長はこれを許可することがある。

第 5 章 成績評価及び認定

第 27 条 考查は、学習指導の過程において随時行われるものであるが、学校の定期考查としては、第 1、第 2 学期の中間・期末考查と第 3 学期の期末考查とする。

第 28 条 学校の定期考查は、定められた 1 週間内の適当な時間に教科担任が行う。

第 29 条 成績評価は、平常の学習成績（実験・実習・実技等を含む）及び定期考查の成績並びに出席状況等を総合して行う。

(1) 試験評点は、第 1、第 2 学期においては、中間考查と期末考查評点の平均とし、第 3 学期においては、期末考查評点とする。

(2) 中間、期末考查の一方を欠いた者については、その考查の試験評点は他方の 7 割以内とする。

(3) 第 1 学期で中間・期末の両考查を欠いた者の第 1 学期試験評点は、保留することができる。

(4) 第 2 学期両考查を欠いた者の試験評点は、第 1 学期試験評点の 7 割以内とする。

(5) 第 3 学期考查を欠いた者の試験評点は、第 1、第 2 学期試験評点の平均の 7 割以内とする。

第 30 条 考查を欠席した者の取扱いは、次の方法によって行う。

(1) 公欠により欠席した場合は、追考查を行い、評点は得点の 10 割以内とする。

(2) 正当な理由により考查を欠席した場合は、理由を明記した証明書を提出の上、追考查を行い、評点は得点の 8 割以内とする。

(3) 正当な理由なく考查を欠席した場合は、当該科目の得点は 0 点とする。

(4) 長期欠席により学期中の評価が困難な場合は、「評価なし」として、成績伝票にその旨を記入する。

第 31 条 休学及び長期欠席等で、次の場合は評価しない。

(1) 各年次出席すべき時数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合

(2) 各学期授業時数の 2 分の 1 以上欠席した場合は、当該学期においては評価を保留する。

第 32 条 年次評点は、次表の基準によって 5 段階法に換算し評定する。

100 点法	100 ～ 75	74 ～ 60	59 ～ 40	39 ～ 30	29 ～ 0
5 段階法	5	4	3	2	1

第 33 条 履修科目の決定は、その年度当初に行い、年度・学期中途での変更は認めない。

第 34 条 必履修科目・原則履修科目は、必ず履修しなければならない。ただし、2 年次以降の転入生・編入生については、1 年次の「産業社会と人間」を免除することができる。なお、2 年次以降の転入生・編入生が福祉サービス系列を希望する場合は、3 年次に国家試験の受験資格を取得できない。

第 35 条 履修単位は、在学 3 年次までは、各年度ホームルーム活動を除いて 30 単位又は 31 単位又は 33 単位（「総合的な探究の時間」を含む）として空き時間を認めない。

第 36 条 修得した科目の再履修は認めない。

第 37 条 履修の認定は、各教科担任が原案を作成し、単位認定会議の審議を経て校長が行う。

第 38 条 履修の認定は、各教科・科目及び特別活動、総合的な探究の時間の欠席時数が、出席すべき時数（単位数×35 単位時間、以下同じ）の 3 分の 1 以下であることを条件とする。
「介護実習」においては出席すべき時数の 5 分の 1 以下であることを条件とする。

第 39 条 単位修得の認定は、原則として成績評価規程に基づいて各教科担任が原案を作成し、単位認定会議の審議を経て校長が行う。

第 40 条 単位修得の認定は、以下の条件を同時に満足することとする。

(1) 当該科目の学年評価が、5 段階の 2 以上であること。

学年評定が 2 に達しなかった者について、再考査等により追認することがあるが、追認は原則として年度末までに行う。

(2) 当該科目及び特別活動の欠席時数が、出席すべき時数の 3 分の 1 以下であること。

特別な理由で出席時数が不足した者については、審議により年度末までに補講等により認めることもある。

第 41 条 特別活動の評価は、「高等学校生徒指導要録記入の手引」に準拠し、生徒の活動状況については、所見を全生徒について記入する。

第 42 条 「総合的な探究の時間」の評価は、生徒の活動状況についての所見を全生徒について記入する。

第 43 条 卒業の認定は、単位認定会議の審議を経て校長が行う。

第 44 条 各教科の修得総単位数は 74 単位以上とし、特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められた者について卒業を認める。

第 45 条 特別な理由により前項に該当しない者の卒業認定については、単位認定会議で審議し、校長が決定する。

第 6 章 授業料、入学選考料、編入試験料、入学金及び校外介護実習費

第 46 条 授業料、入学選考料、編入試験料及び入学金は、県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の定めるところによる。

第 47 条 校納金は、その月の 15 日迄に納入しなければならない。

第 48 条 福祉サービス系列の校外介護実習費については、徴収しない。

第7章 教職員の服務に関する規程

第49条 本規程における教職員とは、本校に勤務する愛媛県県立学校教職員設置規則による教職員をいう。

第50条 教職員は、教育公務員及び公務員としての本分を自覚し、その品位を保持し、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

第51条 教職員は、その職務を遂行するにあたっては、法令、県条例、県教育委員会の定める諸規則及び本校の諸規定を守り、校長の職務上の命令、指示に従って、本校教育目標の達成に努めなければならない。

第52条 教職員は、別に定める「校務分掌規程」によって校務を分担し、常に相互に協力して校務の処理を迅速確実に行わなければならない。

第8章 校務分掌規程

第53条 校務運営のため、県教育委員会の発令にかかわる教頭、事務長のほかに、総務厚生課、教務課、生徒課、進路課、総合学科課、情報図書研修課、人権・同和教育課、教育相談課、農務課、事務課、寮関係及び同窓会関係並びに委員会を置く。

第54条 各課に係を置く。

第55条 各課に課長を置く。課長は、校長が任命し、当該課を統轄する。また次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ当該右欄に掲げるところの主任及び主事を置く。主任及び主事は、校長が任命する。

課	主任及び主事	課	主任及び主事
教 務 課	教 務 主 任	総 務 厚 生 課	総 務 主 任
情 報 図 書 研 修 課	研 修 主 任		保 健 主 事
生 徒 課	生 徒 指 導 主 事	進 路 課	進 路 指 導 主 事
人権・同和教育課	人権・同和教育主任		

第56条 各教科に教科主任を置く。教科主任は、校長が任命し、当該教科に関する校務を統轄する。

第57条 各年次に年次主任を置く。年次主任は、校長が任命し、各年次ホームルームの連絡調整及び指導助言にあたる。

第58条 生物生産系列に農務課長（農場長）を置く。農務課長（農場長）は、校長が任命し、当該校務を統轄する。

第59条 教職員は、校長の命ずる課に属し、その校務を分掌するものとする。

第60条 各ホームルームにホームルーム担任及び副担任を置く。ホームルーム担任及び副担任は、校長が任命し、当該ホームルームの指導にあたる。

第9章 褒賞規程

第61条 この規程は、教育活動の様々な分野で他の模範となる者を褒賞するとともに、校風の振

興を図ることを目的とする。

第 62 条 この規程による褒賞は、次のとおりとする。

- (1) 優等賞
- (2) 優秀賞
- (3) 功労賞
- (4) 皆勤賞

第 63 条 前項に規定する各褒賞は、全て年度末に各担当教員及び関係各課等の推薦に基づき褒賞委員会において原案を作成し、職員会議の承認を得て、その被褒賞者を校長が決定する。

第 64 条 褒賞委員会の委員は、校長が任命する。

第 65 条 この規程により褒賞された者については、生徒指導要録に褒賞内容を記載する。

第 10 章 懲戒規程

第 66 条 生徒の次の事項に対する懲戒については、生活指導委員会の議を経て職員会議で審議し、校長が決定する。

- (1) 個人的、集团的暴力行為をなした者又は計画した者。
- (2) 窃盗、詐欺、不健全な男女交際、その他の破廉恥行為をした者。
- (3) 他人を脅迫した者又は物品、金銭を強要した者。
- (4) 飲酒、喫煙をした者若しくは煙草、酒類を所持した者。
- (5) 風紀上害ありと認められる行為のあった者又はこのような場所に立ち入った者。
- (6) 正当な理由がなくて、建物、器具を損傷した者。
- (7) 考査中に不正な行為をした者。
- (8) 無届又は正当な理由がなく欠席、欠課、遅刻の重なる者。
- (9) 教職員に対して言動不良な者や指導に従わない者。
- (10) 交通違反及び交通事故をおこした者。
- (11) その他、校規に反した者や生徒としての本分を逸脱した者。

第 67 条 懲戒の言い渡しは、関係教員、保護者立会いのもとに、校長がこれを行う。

附則

平成27年4月1日福祉サービス系列設置に伴い制定

平成28年4月1日一部改正 令和7年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正